

第1回代表者会議 資料(1)

放課後児童クラブの実情を知ろう ~ 春日部市の現状 ~

2010年7月10日

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会

1. 春日部市における学童保育の歴史

< 公設民営、民設民営時代 >

1967年 大畑小、共同保育の会発足 (春日部市初の学童保育)

「つくり運動」の時代

1972年 大畑小にプレハブ完成 (公設民営)

1973年 埼玉県単独補助開始

春日部市学童保育連絡協議会発足

「施設確保」の時代

以降、備後、武里、藤塚など次々に学童保育がスタート

1978年 春日部市単独補助開始

1996年 春日部市学童保育の会発足

< 公設公営時代 >

指導員の継続雇用、高学年入室の危機

1998年 改正児童福祉法施行

市内全小学校敷地内に公設公営学童保育がスタート

「増設運動」の時代

市が設置し、春日部市福祉公社に管理委託

2005年 旧庄和町と合併

指定管理開始に先立ち、「福祉公社による運営継続性を求める要望署名」提出

2006年 指定管理者制度導入、春日部市福祉公社に随意指定 (旧春日部市18クラブ)

2008年 春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会発足

公募により、旧庄和町4クラブを福祉公社に指定

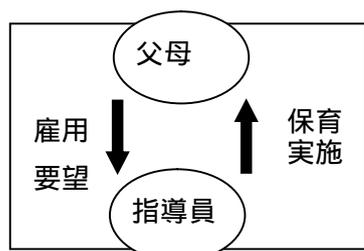
保育の継続性維持を求める要望書提出

「保育の質」を問う時代

2009年 社会福祉協議会に随意指定 (市内全22クラブ)

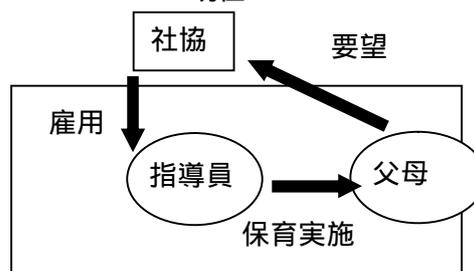
2. 民営時代と現在の違い

< 民営時代 >



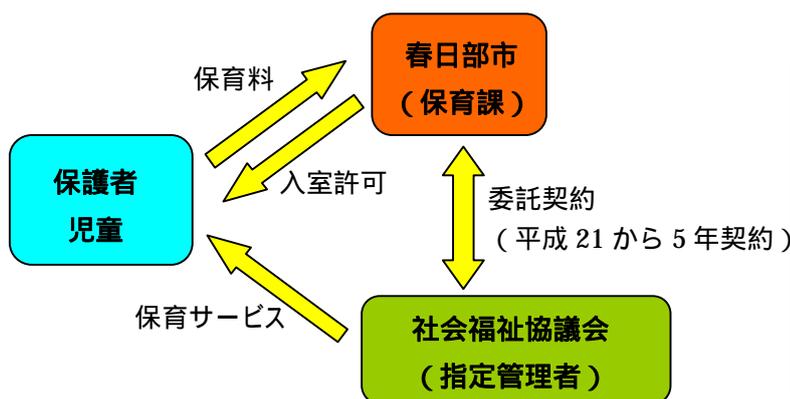
保育内容に対する
直接の合意が成立

< 現在 >



保育内容に対する要望
が反映されにくい構造

3. 指定管理者制度の問題点



指定管理者制度とは？
 自治体が保有、管理している施設の運営を、議会の承認を経て指定された民間団体に委託する制度。指定期間（通常3年から5年）が存在し、期間終了後は再度指定先の選定が行われる。最近では、学童保育のほか、保育園や公民館、公園など多くの施設に導入されている。

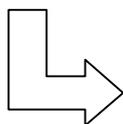
指定管理者制度の問題点

- ・ 指定期間が限られている 継続的な運営が望まれる施設には不向き。
- ・ コストダウン偏重主義 サービス内容の低下につながる。
- ・ 民間企業への指定が可能 サービス事業の丸投げ。企業倒産のリスク。

<ハッピーマイル事件（2008年）>
 東京や埼玉で複数の保育園や学童保育を運営していた企業が倒産。年度途中で子どもの受入れができなくなり、大混乱に。自治体が前払いした委託費も、債務返済に使われてしまった。

<公募が生んだお粗末な現実～所沢（2009年）>
 大規模分割により同一小学校に新たに生まれた第2学童保育を、市が公募により民間企業（保育園の実績がある法人）に指定。しかし指導員に経験が無く、「父母会で何を話すんですか？」「おやつは何を出したらよい？」「子どもが来るまでの時間何をしたらよい？」など、基本的な事を第1学童の指導員に聞いてくる。

見直しの動き



様々な問題が指摘される中、指定先の選定時に一般公募をやめたり、コストダウンを迫及しないなど、方法を見直す自治体が増えてきています。
 枝野幸男・行政刷新担当大臣の発言（2009年8月）
 「指定管理者制度は、コスト削減を主たる機能としていると言わざるを得ないが、学童保育のようなコストの大部分が人件費である事業の場合、必然的に人員の不足や処遇の低下につながるため、制度としてなじまない」

